

# 茅ヶ崎市くらし応援商品券

# 取扱店舗 大募集!

茅ヶ崎市では、食料品価格をはじめとする物価高騰の影響を受ける市民の皆様の負担軽減、消費喚起による地域経済の活性化を目的として、1人あたり6,000円の「茅ヶ崎市くらし応援商品券」を全市民の皆様に配布します。つきましては、この商品券を利用できる店舗を募集します。

## ○くらし応援商品券の概要

券面金額1,000円の商品券を1人あたり6枚配布。券種は、市内の大手企業・中小企業共通で利用できる「共通券」と中小企業のみで利用できる「専用券」の2種類があり、それぞれ3枚配布します。利用期間は令和8年3月23日(月)～7月31日(金)です。

## ○取扱店舗申込み期間

令和8年2月2日(月)～3月4日(水)（一次募集）  
※一次募集締切後も随時募集します。

## ○申込み方法

専用ホームページ内の申込みフォームから必要事項を入力してお申し込みください。  
また、所定様式による紙面での申込みも可能です。



## ○事業者説明会 ◎茅ヶ崎市勤労市民会館 3階B研修室（茅ヶ崎市新栄町13-32）

本事業の申込みをご検討されている事業者を対象に以下の日程で説明会を開催します。  
事前申込みはございませんので、参加希望の方は直接会場にお越しください。

▼2月17日(火) 18:00～20:00 ▼2月20日(金) 14:00～16:00

お問合せ



くらし応援商品券  
事務局

0120-641-433

商品券事業の概要など最新情報はコチラ

茅ヶ崎市くらし応援商品券



# 取扱店舗ご登録にあたって

## 取扱店舗登録できる事業者

茅ヶ崎市内の店舗

※登録手数料・換金手数料無料

### 申込み後の流れ

- ①申込み内容に基づき、事務局で審査します。
- ②審査後、取扱店舗として登録します。
- ③一次募集で申込みいただいた店舗には、**令和8年3月16日(月)まで**にスター  
キットを発送します。  
※一次募集以降に申し込みいただいた店舗には準備でき次第、隨時発送します。

### 注意事項

#### くらし応援商品券の対象外となる店舗

- ▼ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ▼ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定  
する性風俗関連特殊営業に該当する営業を行う者
- ▼ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げ  
る暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者
- ▼ 市長が適当でないと認める者又は店舗

#### くらし応援商品券の利用対象にならないもの

- ▼ 出資や債務（例：税金・振込手数料、電気・ガス・水道料金など）の支払い
- ▼ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ▼ 換金性の高いもの（例：貴金属、有価証券、商品券、切手、印紙等）
- ▼ 事業活動に伴って利用する原材料・機器類及び仕入商品等
- ▼ 不動産（例：土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等）に係る支払い
- ▼ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定  
する性風俗関連特殊営業に要する支払い
- ▼ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ▼ 取扱店舗が指定するもの
- ▼ その他、市長が本事業の趣旨にそぐわないと指定するもの